

## F - 15 戦闘機の未明離陸に対する意見書

10月30日午前3時50分から58分にかけて、嘉手納基地所属のF - 15戦闘機6機と空中給油機2機が、9月11日同様、旧型のF - 15戦闘機を新しい機体に入れ替える理由で、相次いで嘉手納基地を離陸した。

同基地での未明離陸は、今年1月6日と7日に米本国での訓練参加のため10機が未明離陸を行ったのをはじめ6回目となる。アイロン・フロー計画（機体の交換）の中で発生する未明離陸は、現段階であと1回計画されているとのことである。

本町議会では、これまでも同基地での未明離陸に対し、再三にわたり抗議決議や意見書を可決してきた。去る1月6日には砂辺地域で107.8デシベル、9月11日にも同じく砂辺地域で109.9デシベルを記録し安眠を妨げられた。

また、米軍は「周辺住民へ騒音の影響を認識しながらも、運用上の必要性和安全面を注意深く考察し早朝離陸を行う」としているが、運用を工夫すれば未明離陸を回避し日中の離陸は十分可能であるにもかかわらず米軍はその努力を怠っている。これは地域住民の声を無視し配慮に欠けた基地の運用に町民は強い憤りを禁じ得ない。

さらに、嘉手納基地では、パラシュート降下訓練や即応訓練も行われるなど、基地周辺住民は、我慢の限界であり、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

### 記

- 1 F - 15戦闘機及び軍用機の深夜、未明の離陸を即時に中止すること。
- 2 老朽化、欠陥機と指摘されているF - 15戦闘機を即時撤去すること。
- 3 騒音防止協定を遵守すること。
- 4 騒音被害の軽減を速やかに行うこと。
- 5 住宅居住地域での旋回、訓練、低空飛行を中止すること。
- 6 国レベルにおける深夜早朝離陸の中止に向けた協議を行い、内容を明らかにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年10月31日  
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）  
沖縄防衛局長